

# 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、市が発注する建設工事等（①建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事、②測量、建設コンサルタント業務、③①②以外の業務をいう。）に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成元年4月1日鳴門市告示第27号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対し、一定期間、市が発注する建設工事等の契約に係るすべての競争入札への参加を停止する措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (入札参加資格停止)

**第2条** 鳴門市長（以下「市長」という。）は、有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

- 2 市長が入札参加資格停止を行ったときは、契約事務担当職員（鳴門市契約に関する規則（昭和41年8月10日鳴門市規則第23号）第2条第3号に定める契約事務担当職員をいう。以下同じ。）は、工事等の契約のため、一般競争入札を実施しようとする時は、当該有資格業者を入札に参加させてはならない。
- 3 市長が入札参加資格停止を行ったときは、契約事務担当職員は、工事等の契約のため、指名競争入札を実施しようとする時は、当該有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

## (下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

**第3条** 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

## (入札参加資格停止の期間の特例)

**第4条** 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれの入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の第1号に該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれの別表各号に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当する場合は別途定める。

- (1) 別表1号から第5号又は第9号から第10号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の開始の日から満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第6号から第8号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の開始の日から満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び第2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の入札参加資格停止期間が満了しているときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。
- 6 別表第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより入札参加資格停止を行う場合において、当該有資格業者が他の事案により入札参加資格停止中であるときは、その入札参加資格停止期間は別表に定める別表第6号から第8号に係る期間に、既に措置されている入札参加資格停止の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加資格停止の期間は3年（同一の別表各号に該当する事案の場合は当該措置から3年）を超えないものとする。
- 7 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとし、第2項は適用しないものとする。また鳴門市が定める「工事請負業者の格付けを定める場合の主観点数算定要領」における、入札参加資格停止評点についても適用しないものとする。

（入札参加資格停止の通知）

**第5条** 市長は、入札参加資格停止の措置及び措置内容の変更を決定したときは、直ちに様式第1号又は様式第2号により有資格業者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

**第6条** 契約事務担当職員は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

**第7条** 契約事務担当職員は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が市発注工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。  
（不法・不当業者等の発生報告）

**第8条** 建設工事等を主管する契約事務担当職員は、その建設工事等の請負に関し、入札参加資格停止の措置要件に該当する者があると認められたときは、速やかに鳴門市工事等指名審査委員会

の会長に報告しなければならない。

(措置の決定)

**第9条** 市長は、入札参加資格停止の措置及び措置内容の変更を行う場合には、鳴門市工事等指名審査委員会に諮らなければならない。

(測量、建設コンサルタント等の契約に係る有資格業者への準用)

**第10条** 第1条から前条までの規定は測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者（鳴門市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成20年1月31日鳴門市告示第11号）第5条第1項の規定により資格の認定を受けた業者）の入札参加資格停止の措置に準用することとする。

(工事以外の業務の契約に係る有資格業者への準用)

**第11条** 第1条から前条までの規定は、工事以外の業務の契約においても、有資格業者に対し、入札参加資格停止を準用することとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

(建設業者等指名停止等措置要綱の廃止)

2 建設業者等指名停止等措置要綱（平成2年10月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の建設業者等指名停止等措置要綱により行った指名停止及び指名回避の措置は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

**附 則**

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳴門市建設業者等指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳴門市建設業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止は、改正後の鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

**附 則**

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
1 (虚偽記載) 市が発注した工事（以下「市工事」という。）の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上12月以内
2 (粗雑工事) 次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。（注1） (1)故意による粗雑工事（注2） ア 市工事 イ 県内における工事で市工事以外のもの（以下「一般工事」という。）（注3） (2)過失による粗雑工事 ア 市工事 イ 一般工事	当該認定をした日から 6月以上24月以内 2月以上6月以内 3月以上12月以内 1月以上3月以内
3 (市工事に係る契約違反等) 第2号に掲げる場合のほか、市工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内
4 (公衆損害事故) 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (1)市工事（軽微な損害を除く。） (2)一般工事（重大事故であると認められるとき。）	当該認定をした日から 3月以上6月以内 1月以上6月以内
5 (工事関係者事故) 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1)市工事 (2)一般工事（重大事故であると認められるとき。）	当該認定をした日から 2月以上4月以内 1月以上3月以内
6 (贈賄) 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1)市職員に対する贈賄 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用者で、イに掲げる者以外の者（以下「使用者」という。） (2)県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄	逮捕又は公訴を知った日から 12月 12月 12月

ア 代表役員等	8月以上12月以内
イ 一般役員等	8月以上12月以内
ウ 使用人	8月以上12月以内
(3)県外の公共機関の職員に対する贈賄	
ア 代表役員等	4月以上12月以内
イ 一般役員等	4月以上10月以内
ウ 使用人	2月以上6月以内
7 (独占禁止法違反行為)	当該認定をした日から
次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1)市工事	12月以上36月以内
(2)県内における業務（市工事に関する場合を除く）	12月以上36月以内
(3)県外における業務	6月以上36月以内
8 (競売入札妨害又は談合)	逮捕又は公訴を知った日から
有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1)市工事	12月以上36月以内
(2)県内の他の発注機関の工事	12月以上36月以内
(3)県外での工事	6月以上36月以内
9 (建設業法違反)	当該認定をした日から
市工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月以上6月以内
10 (不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から
前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月以上12月以内
(1)業務に関し不正または不誠実な行為を行ったとき	
(2)代表取締役等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
(3)県が発注する工事で、設計金額、低入札価格調査基準価格等を事後審査としている場合に、その情報を入手するため、職員に働きかけを行ったとき	

(注1) 工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故などを含めるものとする。

(注2) 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約内容に適合しないものである状態をいう。

(注3) 市が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。